平成２２年（フ）第２７６６号
大阪府高槻市登町14番Ａ18―410号
債務者　岩井　利文
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７６７号
大阪府高槻市登町14番Ａ18―410号
債務者　岩井奈緒巳
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８５３号
大阪市阿倍野区三明町２丁目６番７号阿倍野三明町パークホームズ202号
債務者　安井　節子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８９号
大阪府高槻市牧田町６番32―504号
債務者　小西　孝宜
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１３５号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番２号
債務者　小瀬　貞弓
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２２号
大阪市福島区野田５丁目５番15号
債務者　小河　利美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４４号
大阪市此花区西島４丁目１番18―201号
債務者　川上　辰郎
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２９２号
大阪市平野区加美北３丁目８番28―405号
債務者　松下　尚樹
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３４２号
大阪府四條畷市美田町２番４号
債務者　伊藤　尋一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４４６号
大阪市鶴見区鶴見３丁目５番２―804号
債務者　上原　　健
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４４７号
大阪市鶴見区鶴見３丁目５番２―804号
債務者　上原　　翠
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４６８号
大阪市鶴見区鶴見４丁目４番５―602号松林利明方
債務者　松林　由香
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７０号
大阪市浪速区敷津東２丁目４番４―56号
債務者　山田美代子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５０８号
大阪府守口市下島町16番９―202号
債務者　平永登美子（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２５号
大阪市平野区喜連西１丁目10番１―1106号
債務者　大久保慧連こと　李　　慧連
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２６号
大阪府豊能郡能勢町宿野138番地の43
債務者　南出　廣宣
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５４４号
大阪市平野区瓜破２丁目２番54―209号
債務者　杉坂　正則
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５４７号
大阪府東大阪市新庄１丁目８番31号
債務者　永池　博美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部